様式第2号(第3条関係)

(表)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 木綿街道交流館交流棟使用(変更)許可書 | | | |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  申請者　住所  　　　　団体名  　　　　代表者氏名　　　　　　　様  出雲市長  　木綿街道交流館交流棟の使用について、次のとおり許可します。 | | | |
| 使用の目的 |  | | |
| 使用の期間 | 準備　　年　月　日(　)　　時　分から　時　分まで | | |
| 使用　　年　月　日(　)　　時　分から　時　分まで | | |
| 復帰　　年　月　日(　)　　時　分から　時　分まで | | |
| 使用する設備備品等 |  | | |
| 許可に付する条件 |  | | |
| 使用料 | 室料 | 円 | 計　　　　　　円 |

　次のとおり木綿街道交流館交流棟の使用変更を許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用許可変更申請による許可事項 |  |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  出雲市長 | |

(裏)

(留意事項)

　1　使用許可書は、必ず携帯し、係員の要求があれば提示すること。

　2　使用料は、許可書と引換えに納付すること。

　3　既に納付した使用料は、特別の理由がある場合を除き還付しない。

　4　木綿街道交流館交流棟を許可した目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

　5　特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

　6　使用前の準備及び使用後の後片付けは、使用者において実施し、使用後は、職員の点検を受けること。

　7　使用許可以外の施設・設備及び備品を無断で使用してはならない。

　8　施設・設備等を損傷し、又は滅失し、原状回復ができないときは、直ちにその旨を届け出て、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

　9　使用に当たっては、条例・規則に規定する事項を遵守しなければならない。

　10　使用許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、使用許可変更申請書(様式第3号)にこの許可書を添えて市長に提出しなければならない。